

「業務推進委員会 途中経過報告会」

～理事会及び評議員会議事録文例集の作成について～

○作成の経緯

会員が社会福祉法人の関与先との業務において活用できる、各種文例集の整理及び作成を目指してテーマを設定しました。

社会福祉法人の理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会で想定される議案、議題に対応する具体的な議事録文例や補足資料、参考事項を検討・作成しています。

○ここまでの開催日時

	開催日	会場	参加人数		
			会場	ZOOM	合計
第1回	令和元年12月13日	本部	10		10
第2回	令和2年1月25日	本部	10		10
第3回	令和2年3月28日	本部	中止		0
第4回	令和2年7月4日	本部	8	1	9
第5回	令和2年8月8日	本部	4	5	9
第6回	令和2年9月12日	本部	6	2	8
第7回	令和2年10月17日	本部	7	2	9

○ここまでの討議内容

当初は、各会議体（理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会）での議案や議題に基づき、多くの文例を整理・作成することを検討しましたが、想定される議案等が相当数あるため、各会議体においての決議が必ず必要とされるものに絞って作成するように取り組んでいます。

また、各種議題で必要とされる補足資料（事業計画書等）や議事録作成時に共通する注意事項や基礎知識についても適宜整理・作成しています。

○作成している文例等

別紙資料を参照してください。

○今後の作業方針

各会議体で必須の議案・議題について、具体的な文例を口語調で作成し、活用しやすいように目次により検索できるようにする予定です。付随して、議題の補足資料や議事録作成時の参考事項等についてもまとめて提供することを目指します。

また、指導監査ガイドラインにおいて、確認すべき資料として示されている、議事録以外の招集通知や就任承諾書等の文例についての整理・作成も予定しています。

○業務推進委員会への参加について

今次テーマの業務推進委員会には、本部会場及び ZOOM により毎回 10 名前後の先生方にご参加いただいております。委員会の目的は、第一義的には、会員の実務の助けになる資料の収集及び作成ですが、毎回の委員会の内容は、社会福祉法人について幅広く学ぶ勉強会のようになっています。

具体的には、次回のテーマについて参加予定者に作業課題を割振り、委員会当日に、作成した文例やその過程で生じた疑問点等を全員で討議します。特に、今回のテーマは社会福祉法の条文を参照することが多く、非常に有意義なものだと感じています。

また、参加者間での、日常の実務における疑問や事例の共有もあり、参考になることも数多くあります。

ぜひ、会員の皆様には参加をご検討いただき、委員会での作業を通じて社会福祉法人についての研鑽の機会としていただければ幸いです。

評議員会決議事項

内 容		番 号			根拠(社会福祉法・定款例)	議決数	
		本番	補助 (1)	補助 (2)		議決に加わることができる評議員の過半数出席による過半数決議	議決に加わることができる評議員の2/3以上決議
法人運営に関わる事項	定款の変更	1			第45条36第1項・第2項・第4項	【法】定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 ①基本財産の追加 ②目的の一部追加 ③目的の一部削除 ④会計監査人の設置	○ (法45条の9第7項第3号)
	法人の解散 定款の一部変更	2	1		第45条の36第1項 第46条第1項第1号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。一 評議員会の決議	○ (法45条の9第7項第4号)
	法人の解散による清算人の選任	2	2		第46条の6第1項第3号	次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。 ①理事 ②定款で定める者 ③評議員会の決議によって選任された者	○
	吸収合併契約の承認 (消滅法人)	3	1		第52条第1項	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項第5号)
	吸収合併契約の承認 (存続法人)	3	2		第54条の2第1項	【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項第5号)
	新設合併の承認	4			第54条の8第1項	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項第5号)
役員の解任・選任等(報酬基準含む)に関する事項	役員の選任	5	1		第43条第1項	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。	○
	会計監査人の選任	5	2		第43条第1項 (第37条) 一般法73条	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。就任2年目以降は監事が再任しないことに関する議案を提案しない限り評議員会決議は不要	○
	会計監査人の選任	5	3		第43条第1項 (第36条第2項) 一般法73条	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。就任2年目以降は監事が再任しないことに関する議案を提案しない限り評議員会決議は不要	○
	役員(監事に限る)の解任	6			第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。 ※(評議員会の運営)第45条の9第7項 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。 一 第45条の4第1項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)	○ (法45条の9第7項の1)
	役員(監事以外)の解任	7			第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。	○
	会計監査人の解任(※会計監査人設置法人のみ)	8			第45条の4第2項	【法】会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。	○
	役員、評議員の報酬等の支給の基準の承認	9			第45条の35第2項	【法】前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	○
	理事の報酬	10			第45条の16第4項準用 一般法人法第89条	【一般】第89条理事の報酬等(報酬、賞その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。	○
	監事の報酬	11			第45条の18第3項準用 一般法人法第105条	【一般】第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。	○
財務に関する事項	事業計画書および収支予算書の承認あるいは決議(※定款例にある例2の場合は決議)	12			定款例第31条	【定款例】(事業計画及び収支予算)第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	13			第45条の30第2項 定款例第32条第2項	【法】理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定款例】(事業報告及び決算)第32条第2項 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。	○

その他	基本財産の処分	14		定款例第29条	【定款例】(基本財産の処分)第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。	○	
	残余財産の帰属	15		定款例第37条	【定款例】(残余財産の帰属)第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。	○	
	社会福祉充実計画の承認	16		第55条の2第7項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。	○	
	役員等の責任の免除(すべての免除)	17		第45条の20第4項準用 一般法人法112条	【一般】第112条 前条第一項(※第111条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。)の責任は、総社員(総評議員)の同意がなければ、免除することができない。	×	×
	役員等の責任の免除(一部の免除)	18		第45条の20第4項準用 一般法人法113条	【一般】第113条 前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。	総評議員の同意による	
	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	19				○	○ (法45条の9第7項の2)

理事会決議事項

内 容		番号	根拠(社会福祉法・定款例)	議決数	
				過半数	三分の二
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	1	第45条の13第2項第1号 定款例第24条	【法】社会福祉法人の業務執行（理事長専決事項以外のもの：定款例参照）の決定	○
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	2	第45条の9第10項の準用 一般法人法第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○
	評議員会の招集	3	定款例第12条	【定款例】（招集）第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○
	理事会の招集権者とする	4	第45条の14 第1項	【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。	○
	定款施行細則の決定	5	定款例第40条	【定款例】（施行細則）第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	6	第45条の13第4項第4号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○
	内部管理体制の整備	7	第45条の13第4項第5号	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○
	競業及び利益相反取引の制限	8	第45条の16準用 一般法人法第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会(理事会)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○
	随機の措置	9	定款例第35条	【定款例】（随機の措置）第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。	○ (理事総数の3分の2)
役員等関する選任・解任等に	理事長および業務執行理事の選定・解職	10	第45条の13第2項第3号 定款例第24条	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○
	評議員選任解任委員会委員の選任	11	第39条 定款例第6条		○
	重要な役割を担う職員の選任および解任	12	第45条の13第4項第3号	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分および譲受け	13	第45条の13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○
	多額の借財	14	第45条の13第4項第2号	【法】多額の借財	○
	事業計画書および収支予算書の承認あるいは決議(※定款例にある例1では承認、例2では決議)	15	定款例第31条	【定款例】（事業計画及び収支予算）第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○
	事業報告および計算書類の承認	16	第45条の28第3項 定款例第32条	【法】3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款例】（事業報告及び決算）第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告(2) 事業報告の附属明細書(3) 貸借対照表(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書(6) 財産目録	○
	基本財産の処分	17	定款例第29条	【定款例】（基本財産の処分）第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。	○
	資産の管理	18	定款例第30条	【定款例】（資産の管理）第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。	
	会計処理の基準	19	定款例第34条	【定款例】(会計処理の基準)第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○
	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	20	第45条の20準用 一般法人法第114条	【一般】第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。	○

内 容		番号	根拠(社会福祉法・定款例)		議決数	
					過半数	三分の二
その他	公益事業の運営に関する事項	21	定款例	【定款例】第〇章 公益を目的とする事業 (種別) 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。(1) 〇〇の事業 (2) 〇〇の事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の3分の2)
	収益事業の運営に関する事項	22	定款例	【定款例】第〇章 収益を目的とする事業 (種別) 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。(1) 〇〇業 (2) 〇〇業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の3分の2)
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	23			○	
	その他重要な業務執行に関する事項および事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃	24			○	

評議員会議事録文例

整理番号：11

内容：監事の報酬

根拠条文等：第 45 条の 18 第 3 項準用 一般法人法第 105 条

議決数：過半数又は三分の二（いずれかに○）

具体的文例

第○号議案 役員の報酬額及び役員等報酬規程の件

○○議長の求めに応じ、事務局から、「理事及び監事の報酬総額（案）」により、役員の報酬額について、理事について各年度○○万円以内、監事について各年度○○万円以内とする案が説明され、また、具体的な支給基準とその算定根拠について、「役員等報酬規程（案）」により説明があった。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

○○評議員

— 中略 —

○○議長 その他、ご質問等はありませんか。ないようですので、お諮りします。第○号議案について、承認ということでよろしいでしょうか。

○○議長 本件は原案のとおり出席評議員全員の賛成をもって議決されたものと認めます。

整理番号：12

内容：事業計画書および収支予算書の承認

根拠条文等：定款例第 31 条

議決数：過半数又は三分の二（いずれかに○）

具体的文例

第○号議案 令和○年度事業計画書および収支予算書の承認の件

○○議長の求めに応じ、事務局から、令和○年度事業計画書に基づき説明がなされ、引き続き収支予算書について説明があった。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

○○評議員

－中略－

○○議長 その他、ご質問等はございませんか。ないようですので、お諮りします。第○号議案について、承認ということでよろしいでしょうか。

○○議長 本件は原案のとおり出席評議員全員の賛成をもって議決されたものと認めます。

※事業計画及び収支予算が評議員会の決議事項となるのは、租税特別措置法第 4 0 条に対応する定款の場合。

整理番号：13

内容：事業報告・決算書類・財産目録の承認

根拠条文等：第45条の30第2項 定款例第32条2項

議決数：過半数又は三分の二（いずれかに○）

具体的文例

（1）報告事項 令和○年度事業報告について

○○議長の求めに応じ、事務局から、平成○年度事業報告書に基づき、説明が行われた。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

○○評議員

○○議長 その他、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、本件について、報告事項として了承するということよろしいでしょうか。

○○議長 本件は了承されたものと認めます。次に決議事項の審議に移ります。まず第1号議案につきまして、説明をお願いします。

（2）第1号議案 令和○年度計算書類及び財産目録の承認の件

○○議長の求めに応じ、事務局から、令和○年度計算書類及び財産目録について説明があった。また、○○監事からは監事監査報告書に基づき監事監査の結果について説明があった。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

○○評議員

－中略－

〇〇議長 その他、ご質問等はありませんか。ないようですので、お諮りします。第〇号議案について、承認ということでよろしいでしょうか。

〇〇議長 本件は原案のとおり出席評議員全員の賛成をもって議決されたものと認めます。

整理番号：14

内容：基本財産の処分

根拠条文等：定款例第 29 条

議決数：過半数又は三分の二（いずれかに○）

具体的文例

第○号議案 基本財産の処分の件

○○議長の求めに応じ、事務局から、別紙の○○苑建替え計画に基づき、現苑舎の取壊し処分について説明があった。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

○○評議員

—中略—

○○議長 その他、ご質問等はありませんか。ないようですので、お諮りします。第○号議案について、承認ということでよろしいでしょうか。

○○議長 本件は原案のとおり出席評議員全員の賛成をもって議決されたものと認めます。

整理番号：15

内容：残余財産の帰属

根拠条文等：定款例第 37 条

議決数：過半数又は三分の二（いずれかに○）

具体的文例

第○号議案 法人残余財産及び残余財産の帰属先の確認の件

○○議長の求めに応じ、事務局から、財産目録により法人残余財産が○○円に確定したため、○県○市において当法人と同様の事業を行っている社会福祉法人○○に全額譲渡する旨の説明があった。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

○○評議員

— 中略 —

○○議長 その他、ご質問等はございませんか。ないようですので、お諮りします。第○号議案について、承認ということでよろしいでしょうか。

○○議長 本件は原案のとおり出席評議員全員の賛成をもって議決されたものと認めます。

理事会議事録文例

整理番号： 22

内容： 収益事業の運営に関する事項

根拠条文等： 法第 26 条及び定款第〇〇条

議決数：過半数又は三分の二（いずれかに〇）

具体的文例

議題 「収益事業の運営に関する事項について」

（要旨）

議長は本議案を上程し、事務局より別紙資料（事業計画）に基づき、当法人は社会福祉法第 26 条及び定款第〇〇条の規定により、その収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的として、次の事業を行う予定である旨説明がなされた。

○当法人が〇〇に所有する土地（〇㎡）を活用した駐車場業

議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇理事 ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇理事長 ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議長 その他にご意見、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第〇号議案について、承認の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 全員挙手ですので、第〇号議案は、出席理事全員の賛成をもって原案どおり可決承認されたと認めます。。

参考：社会福祉法人審査要領抜粋

第1 社会福祉法人の行う事業

3 収益事業

(1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営営する場合

(2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ 高利な融資事業

ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

(3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。

ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

(4) (2) 及び (3) の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

新規駐車場事業の概要

①所在地

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇番〇号

②面積・駐車予定台数

〇〇㎡ 〇〇台（白線及びタイヤ止めにより区画分け）

③事業開始予定

募集告知開始 令和〇年〇月

賃貸開始 令和〇年〇月

④開業の為の整備事項及び告知活動

- ・アスファルト舗装工事
- ・区画分け工事（白線及びタイヤ止め）
- ・外灯設置
- ・周辺の取次不動産事業所への営業
- ・インターネットへの掲載

⑤整備工事予算及び原資

アスファルト舗装：〇〇万円

白線引き及びタイヤ止め設置：〇〇万円

外灯設置：〇〇円

⇒3 社見積の予定

整備資金：本部会計保有の施設整備積立資産を充当（残高：〇〇万円）

⑥収支予測

近隣の駐車場の状況は～であり、宅地開発も進んでいる。また、小学校の開校も計画されており、今後も人口流入が予想される。

整備予定台数の 90% 以上の稼働を開業半年後には目指している。また、管理業務については、外部に委託し、未収金管理及び駐車場の清掃、状況報告を依頼する予定。

月間予算

売上目標：〇〇円（満車の場合、月額 〇〇万円）

必要経費：固定資産税 〇〇円、管理料 〇〇円、電気代 〇〇円 その他 〇〇円

年間予算：別紙予算書参照

⑦利益については、社会福祉事業に繰入る

指導監査ガイドライン確認書類

連続 番号	指導監査ガイドライン				
	項目・監査事 項番号	項目	監査事項	確認書類名	
1	1-1-1	定款	定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	定款	
2	1-1-2		定款の変更が所定の手続きを経て行われているか。	決議を行った評議員会の議事録	
3				評議員会の招集通知	
4				評議員会の議題・議案を決定した理事会の議事録	
5				所轄庁の変更認可書又は所轄庁に提出した定款変更の届出書	
6	1-2-1	内部管理体制	特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。	関係規程	
7				理事会の議事録	
8	1-3 (1) -1	評議員・ 評議員会	法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。	評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等）	
9				就任承諾書等	
10	1-3 (1) -2		評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。	評議員の選任手続における関係書類（履歴書、誓約書等）	
11				役員名簿	
12				評議員会の議事録等	
13	1-3 (1) -3		評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。		定款
14					評議員名簿
15					役員名簿
16					評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等）
17					理事の選任・解任等に関する書類（理事が選任された評議員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等）
18	1-3 (2) -1		評議員会の招集が適正に行われているか。		評議員会の招集通知
19					理事会の議事録
20					評議員会の議事録
21					評議員全員の同意が確認できる書類
22	1-3 (2) -2		決議が適正に行われているか。		定款
23					評議員会の議事録
24					同意の意思表示の書面又は電磁的記録
25					法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類
26	1-3 (2) -3		評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。		評議員会の議事録
27					同意の意思表示の書面又は電磁的記録
28	1-3 (2) -4		決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。		定款
29					経理規程
30					監事による監査報告
31					会計監査人による会計監査報告
32					理事会議事録
33					評議員会議事録
34	1-4 (1) -1	定款	法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	定款	
35				理事の選任に関する評議員会議事録	
36				理事会議事録	
37				その他関係書類	
38	1-4 (2) -1	選任及び解任	理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	評議員会の議事録	
39				評議員会の招集通知	
40				評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録	
41				就任承諾書等	
42	1-4 (3) -1	適格性	理事となることができない者又は適切でない者が選任されていないか。	役員の選任手続における関係書類（履歴書、誓約書等）	
43				役員名簿	
44				理事会及び評議員会の議事録	
45	1-4 (3) -2		理事として含まれていなければならない者が選任されているか。	理事の選任手続における関係書類（履歴書等）	
46				役員名簿	
47				理事会及び評議員会の議事録等	
48	1-4 (4) -1	理事長	理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	定款	
49				理事会の議事録	

50		法人運営	監事	定数	法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	定款 監事の選任に関する評議員会議事録 理事会議事録及びその他関係書類				
51	1-5 (1) -1			選任及び解任	法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	評議員会の議事録 評議員会の招集通知 評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録 監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類 就任承諾書等				
52						監事となることができない者が選任されていないか。	監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等） 役員名簿 理事会及び評議員会の議事録			
53						法に定める者が含まれているか。	監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等） 役員名簿 理事会及び評議員会の議事録			
54							職務・義務	法令に定めるところにより業務を行っているか。⇒監査報告の作成 監査報告 監査方向の内容の通知文書		
55	1-5 (2) -1							法令に定めるところにより業務を行っているか⇒理事会への出席義務 理事会の議事録		
56										
57				理事会	審議状況	理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	理事会の招集通知 理事会の議事録 招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類			
58						理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	定款 理事会議事録 理事の職務の執行に関する規程 理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録			
59	1-5 (2) -2						理事への権限の委任は適切に行われ手いるか。	理事会議事録 理事に委任する事項を定める規程等		
60		法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告しているか。	定款 理事会の議事録							
61		記録	法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。			定款 議事録 理事全員の同意の意思表示を記した書類				
62	1-5 (2) -3		債権債務の状況			借入は、適正に行われているか。	定款 理事会議事録 借入金明細書（計算書類の付属明細書） 専決規程等 理事長による決裁文書 借入契約書等			
63		会計監査人			会計監査人は定款の定めにより設置されているか。		定款 会計監査人ば選任に関して検討を行った理事会議事録等			
64							法令に定めるところにより選任されているか。	評議員会の議事録 理事会の議事録 監事の過半数の同意を証する書類（理事会の議事録に記載がない場合） 会計監査人候補者の選定に関する書類		
65	1-5 (3) -1							法令に定めるところにより会計監査を行っているか。	会計監査報告 会計監査人が会計監査報告を特定監事及び特定理事に通知した文書	
66			評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬			報酬			評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	定款
67		理事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。		定款 評議員会の議事録						
68	1-6 (1) -1			監事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	定款 評議員会の議事録 監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類					
69					会計監査人の報酬等が法令で定めるところにより定められているか。		理事会の議事録 監事の過半数の同意を得たことを証する書類			
70	1-6 (1) -2	報酬等支給基準				役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令等により定め、公表しているか。	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 評議員会の議事録			
71				報酬の支給			役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	定款 評議員会の議事録 報酬等の支給基準 報酬等の支払いの内容が確認できる書類		
72	1-6 (1) -3									
73										
74	1-6 (1) -4									
75		評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬		記録	法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	定款 議事録 理事全員の同意の意思表示を記した書類				
76	1-6 (2) -1		債権債務の状況			借入は、適正に行われているか。	定款 理事会議事録 借入金明細書（計算書類の付属明細書） 専決規程等 理事長による決裁文書 借入契約書等			
77							会計監査人	会計監査人は定款の定めにより設置されているか。	定款 会計監査人ば選任に関して検討を行った理事会議事録等	
78	1-6 (3)								法令に定めるところにより選任されているか。	評議員会の議事録 理事会の議事録 監事の過半数の同意を証する書類（理事会の議事録に記載がない場合） 会計監査人候補者の選定に関する書類
79										法令に定めるところにより会計監査を行っているか。
80	1-7-1		報酬			評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。				
81							理事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	定款 評議員会の議事録		
82	1-7-2							監事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	定款 評議員会の議事録 監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類	
83									会計監査人の報酬等が法令で定めるところにより定められているか。	理事会の議事録 監事の過半数の同意を得たことを証する書類
84	1-7-3		報酬等支給基準			役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令等により定め、公表しているか。	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 評議員会の議事録			
85		報酬の支給		役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	定款 評議員会の議事録 報酬等の支給基準 報酬等の支払いの内容が確認できる書類					
86	1-8 (1) -1									
87										
88	1-8 (1) -2									
89		評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	報酬	報酬	評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	定款				
90					理事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	定款 評議員会の議事録				
91	1-8 (1) -3					監事の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	定款 評議員会の議事録 監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類			
92							会計監査人の報酬等が法令で定めるところにより定められているか。	理事会の議事録 監事の過半数の同意を得たことを証する書類		
93	1-8 (1) -4			報酬等支給基準	役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令等により定め、公表しているか。			理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 評議員会の議事録		
94	1-8 (2) -1					報酬の支給		役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	定款 評議員会の議事録 報酬等の支給基準 報酬等の支払いの内容が確認できる書類	
95										
96	1-8 (3) -1									
97										
98										
99	1-8 (3) -1									
100										
101	1-8 (3) -1									
102										
103	1-8 (3) -1									
104										
105	1-8 (3) -1									
106										
107	1-8 (3) -1									
108										